

# 建設

---

1	都 市 計 画	277
2	建 築 指 導	288
3	公 園 緑 地	289
4	都 市 開 発	291
5	熊 本 駅 周 辺 整 備	294
6	下 水 道	295
7	市 営 住 宅	300
8	道 路	307
9	治 水	310
10	公 共 用 地 取 得 事 業	312



# 1 都 市 計 画

## 都市計画区域

大正8年4月、都市計画法が公布され、翌9年1月より施行された同施行令の規定に基づき、大正12年7月当時の市域3,071haの全域を都市計画区域と決定、その後隣接町村が市域に編入されるに従って都市計画区域も逐次拡張され昭和33年には、14,524haが都市計画区域として決定された。

さらに、昭和43年6月新都市計画法が施行されたことにより、46年5月18日従来の市域だけの都市計画区域から隣接町を包含する1市9町の熊本都市計画区域が指定された。

熊本都市計画区域はその後、平成3年2月1日の飽託4町合併により、現在、熊本市（河内町を除く）、西合志町、合志町、菊陽町、益城町、嘉島町、富合町の行政区域で構成され、熊本市は熊本都市計画区域の中核をなしている。また、熊本市の一部を、植木都市計画区域で指定している。

## 戦前の都市計画

本市においては、大正12年7月より都市計画法を適用し、計画の体系が次のように定められた。

昭和3年	都市計画道路の決定	30路線	延長64,000m		
昭和4年	用途地域決定	2,800.5ha			
	うち住居地域	1,730.2ha	工業地域	566.2ha	
	商業地域	395.7ha	未指定	108.4ha	
昭和5年	風致地区の決定	1,070.59ha			

本妙寺山、立田山、水前寺、八景水谷、江津湖、花岡山、万日山の7カ所

さらに、昭和6年、組合による区画整理が施行され、今日の区画整理事業の基をなしている。

街路事業の施行は、当初産業・交通及び軍事的要求にそった道路から着手されたが、当時施行された熊本駅・迎町国道交差点を結ぶ産業道路、さらにそれを延長した子飼橋方面に通ずる道路及び水前寺体育館・健軍市電終点間の都市計画道路は、現在の本市道路の根幹をなすものである。

## 戦後の都市計画

戦後、本市は戦災復興計画基本方針に基づき恒久的復興計画を策定した。

都市機能の向上、衛生面、都市美の増進等、近代都市としての形態を整えながら急速な復興が行われることを企画し、また、これらの観点から戦前決定された都市計画について、根本的に検討を加え、適正を欠くものについてはこれを改めることとした。

この結果、昭和21年用途地域、都市計画道路を新たに計画決定し、同時に戦災地とその隣接地域における土地区画整理事業として戦災復興土地区画整理事業が決定され、その後防火・準防火地域や下水道、ごみ焼却場、汚水処理場等の衛生・清掃施設が決定された。また、経済が向上し、道路事情が良くなるに伴い、住宅建設の気運が高まり郊外へ向け市街地の拡大現象が現れてきた。そのため、都市計画による区画整理が施行されており、さらに新しい都市計画法により、昭和46年には、無秩序な市街地の拡大を防止するため、市街化区域、市街化調整区域の決定がなされた。

その後、市街地形成の状況及び住宅地需給の実態をふまえ昭和56年4月2日に市街化区域及び市街化調整区域の第1回目の見直しがおこなわれるとともに、昭和58年4月30日には、流通業務団地予定地（約53ha）が市街化区域に編入され、平成3年2月1日の飽託4町との合併等を経て、さらに平成11年3月31日に第3回目の市街化区域、市街化調整区域の見直しを行い、現在熊本都市計画区域面積は42,404ha、うち市街化区域11,703ha、市街化調整区域30,701haで熊本市はこの区域全体の54.6%（23,138ha）市街化区域の85.8%（10,042ha）市街化調整区域の42.7%（13,096ha）を占めている。

また市街化区域内の一団の農地については、土地区画整理事業等を積極的に進め住民の意志による良好な市街地形成を図ることが考えられている。

市街化区域については、平成4年の都市計画法及び建築基準法の一部改正に伴って、住環境の保護市街地形態の多様化に対応するための用途地域の指定替えを平成8年6月に実施している。市街化調整区域については、農林漁業との健全な調和を図り合理的な土地利用を図っている。また、土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、昭和61年3月熊本駅前北地区、平成8年8月手取本町地区、平成10年8月上通A地区に高度利用地区の指定や地区の特性にふさわしいまちづくりとして平成2年度に岩倉地区、兎谷地区、平成4年度に城山小学校西地区、大平地区、平成10年度に白藤地区に地区計画を指定している。

(1) 用途地域

ア 熊本都市計画用途地域図 (別添折込図)

用途地域の規模

(平11. 4. 1現在)

区分	熊 本 都 市 圏			市 域			市域 熊本都市圏	容積率	建 ぺ い 率	後 退 距 離	高さの 限 度
	面 積	構成比	全都市圏 面積対比	面 積	構成比	全 市 域 面積対比					
第一種低層 住居専用地域	ha 1,402	% 12.0	% 3.3	ha 976	% 9.7	% 3.7	% 69.7	% 30 40	% 60 80	m 1.0 1.0	m 10 10
第二種低層 住居専用地域	68	0.6	0.2	39	0.4	0.1	57.4	40	80	1.0	10
第一種中高層 住居専用地域	3,114	26.6	7.3	2,491	24.9	9.4	80.0	40 60	100 150	-	-
第二種中高層 住居専用地域	2,580	22.0	6.1	2,453	24.4	9.2	95.1	50 60 60	100 150 200	-	-
第一種 住居地域	1,259	10.8	3.0	1,058	10.5	4.0	84.0	60	200	-	-
第二種 住居地域	650	5.6	1.5	587	5.8	2.2	90.3	60	200	-	-
準住居地域	239	2.0	0.6	210	2.1	0.8	87.9	60	200	-	-
近隣商業地域	503	4.3	1.2	494	5.0	1.9	98.2	80	200 300	-	-
商業地域	365	3.1	0.9	365	3.6	1.4	100	80	400 500 600	-	-
準工業地域	1,079	9.2	2.5	1,055	10.5	4.0	97.8	60	200	-	-
工業地域	443	3.8	1.0	314	3.1	1.2	70.9	60	200	-	-
計	11,702	100	27.6	10,042	100	37.9	85.8				

イ 植木都市計画用途地域図

用途地域の規模

(平11. 4. 1現在)

区分	植 木 都 市 圏			市 域			市域 熊本都市圏	容積率	建 ぺ い 率	後 退 距 離	高さの 限 度
	面 積	構成比	全都市圏 面積対比	面 積	構成比	全 市 域 面積対比					
第一種低層 住居専用地域	ha 45	% 16.6	% 0.7	ha 0	% 0	% 0	% 0	% 40 50	% 80 100	m 1.0 1.0	m 10 10
第一種中高層 住居専用地域	68	25.1	1	7.9	56	0.03	11.6	60 60	150 200	-	-
第二種中高層 住居専用地域	1	0.4	0	0	0	0	0	60	200	-	-
第一種 住居地域	38	14	0.6	6.2	44	0.02	16.3	60	200	-	-
第二種 住居地域	13	4.8	0.2	0	0	0	0	60	200	-	-
準住居地域	4	1.5	0.1	0	0	0	0	60	200	-	-
近隣商業地域	9	3.3	0.1	0	0	0	0	80	300	-	-
商業地域	9	3.3	0.1	0	0	0	0	80	400	-	-
準工業地域	41	15.1	0.6	0	0	0	0	60	200	-	-
工業地域	43	15.9	0.7	0	0	0	0	60	200	-	-
計	271	100	4.1	14.1	100	0.05	5.2				

## (2) 高度利用地区

(平11. 4. 1現在)

種 類	面 積 (ha)	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度及び最低限度		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度
		最高限度	最低限度		
熊本駅前北地区	約0.5	60/10以下	20/10以上	8/10以下	200㎡以上
手取本町地区	約1.0	70/10以下	30/10以上	7/10以下	200㎡以上
上通A地区	約1.1	70/10 50/10以下	30/10 20/10以上	7/10以下	200㎡以上
合 計	約2.6				

## (3) 風致地区

(平11. 4. 1現在)

名 称	面 積	位 置
花岡山・万日山	約 77 ha	横手1・2・3丁目、春日3・4・5丁目、春日町、池上町、戸坂町
八景水谷	10	八景水谷1丁目
立 田 山	345	清水町大字兎谷、同万石、龍田町上立田、同陳内、黒髪4・5・6・7・8丁目
水 前 寺	10	水前寺公園
江 津 湖	238	出水1・2・3丁目、江津1丁目、健軍4・5丁目、湖東2丁目 神水本町、広木町、水源1丁目、画図町大字下江津
本 妙 寺 山	551	烏崎3・4・5・6丁目、花園3・4・6・7丁目、谷尾崎町
千 金 甲	367	谷尾崎町、池上町、松尾町大字上松尾、同松尾、小島下町
計	1,598	

## (4) 駐車場整備地区

(平11. 4. 1現在)

位 置	面 積	指 定 年 月 日
市 中 心 街	143.9ha	昭和45年4月10日

## (5) 防火地域及び準防火地域

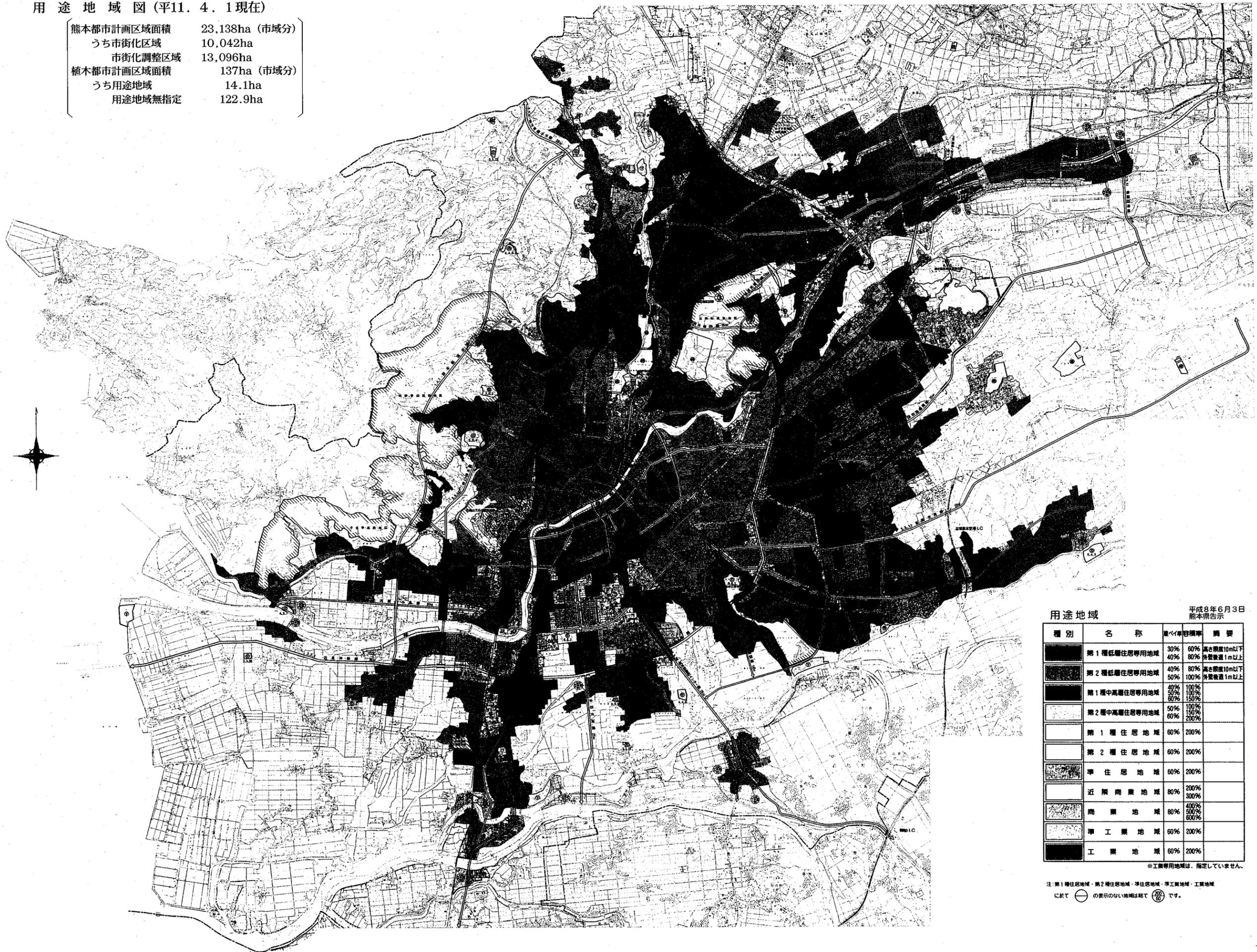
(平11. 4. 1現在)

地 域 名	面 積
防 火 地 域	95.70 ha
準 防 火 地 域	1,224.86



用途地域図(平11.4.1現在)

熊本市計画区域面積	23,138ha (市域分)
うち市街化区域	10,042ha
市街化調整区域	13,096ha
植木都市計画区域面積	137ha (市域分)
うち用途地域	14.1ha
用途地域無指定	122.9ha



用途地域 平成8年6月3日 熊本県告示

種別	名称	建ぺい率	容積率	概要
■	第1種低層住居専用地域	30%	60%	高さ限度10m以下
		40%	80%	
■	第2種低層住居専用地域	40%	80%	高さ限度10m以下
		50%	100%	
■	第1種中高層住居専用地域	40%	100%	
		50%	100%	
		60%	150%	
■	第2種中高層住居専用地域	50%	100%	
		60%	200%	
■	第1種住居地域	60%	200%	
■	第2種住居地域	60%	200%	
■	準住居地域	60%	200%	
■	近隣商業地域	80%	200%	
■	商業地域	80%	300%	
80%		400%		
■	準工業地域	60%	500%	
60%		600%		
■	工業地域	60%	200%	

\*工業専用地域は、指定していません。

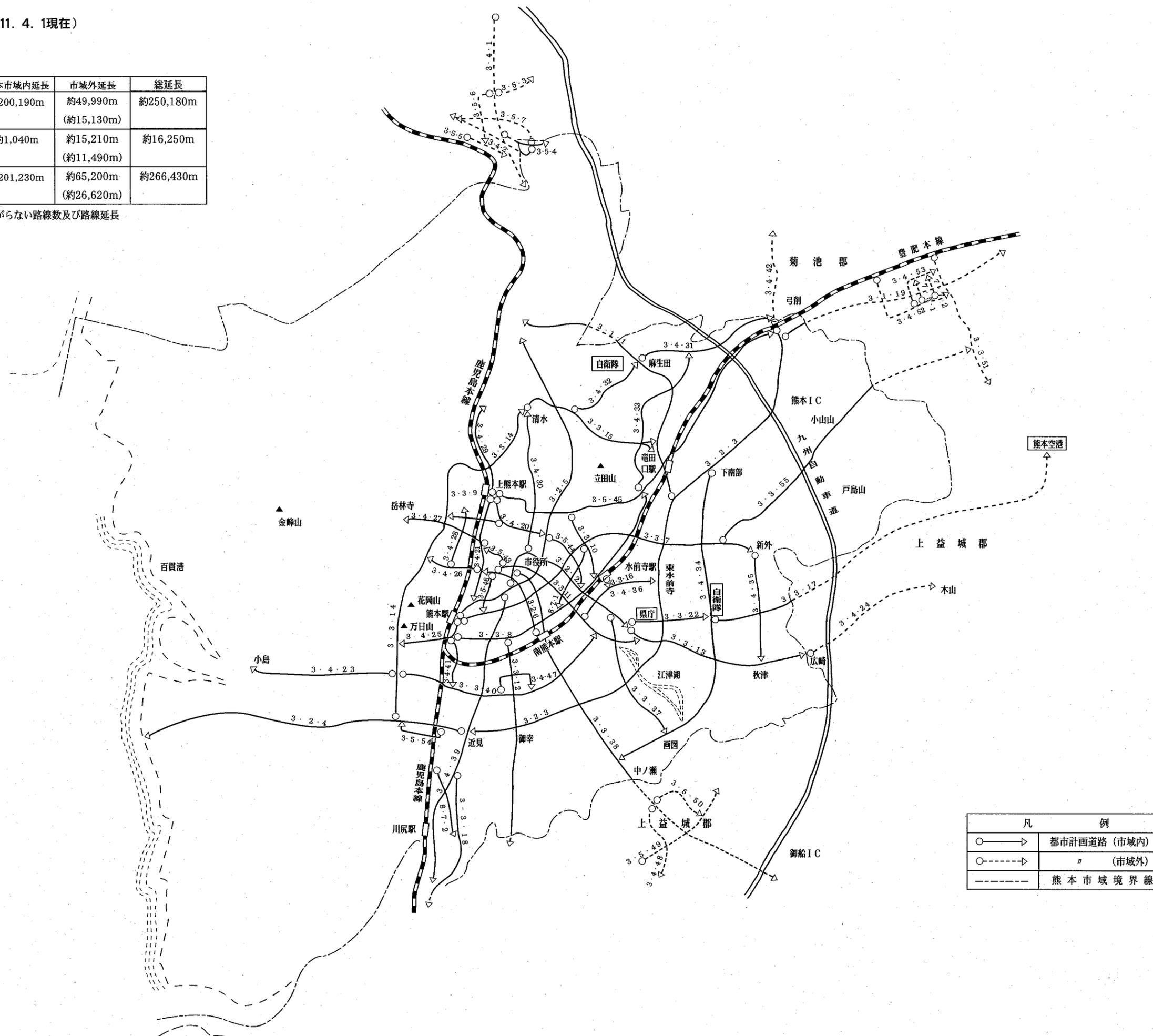
注：第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域・準工業地域・工業地域に於て 〇 の表示のない地域は総て 〇/〇〇 です。

(6) 都市計画道路 (平11. 4. 1現在)

ア 道路網図

区分	路線数	熊本市域内延長	市域外延長	総延長
熊本市計画区域	59 (9)	約200,190m	約49,990m (約15,130m)	約250,180m
植木都市計画区域	7 (4)	約1,040m	約15,210m (約11,490m)	約16,250m
計	66 (13)	約201,230m	約65,200m (約26,620m)	約266,430m

※ ( ) 内は、熊本市域にまたがらない路線数及び路線延長



イ 都市計画道路一覧（市域内）

熊本都市計画区域

（平11. 4. 1現在）

道路番号			道路名称	主なる幅員	計画決定 延長（約）	整備済延長
区分	規模	番号				
3	1	1	新南部四方寄線	40 m	6,690 m	4,200 m
3	1	19	弓削原水線	40	490	490
3	2	2	新市街水前寺線	36	4,420	4,420
3	2	3	弓削近見線	36	15,480	15,480
3	2	4	近見沖新線	36	8,530	3,420
3	2	5	熊本駅北部線	30	9,230	8,620
3	2	6	南熊本駅新町線	30	2,010	1,540
3	3	7	熊本駅新外線	22	8,580	7,260
3	3	8	二本木小磧線	22	6,970	4,120
3	3	9	池田町花園線	22	1,520	0
3	3	10	子飼新大江線	22	1,870	1,650
3	3	11	船場神水線	25	4,670	1,500
3	3	12	本荘犬淵線	25	5,050	3,140
3	3	13	水前寺秋津線	22	4,950	4,950
3	3	14	野口清水線	25	11,790	2,060
3	3	15	清水竜田線	25	2,670	0
3	3	16	水前寺駅西水前寺線	22	180	0
3	3	17	東町空港線	22	2,210	2,210
3	3	18	南高江富合線	25	3,070	3,070
3	3	22	砂取健軍線	22	2,190	2,190
3	3	38	新市街御船インター線	25	6,140	4,200
3	3	40	新土河原出水線	25	5,740	2,740
3	3	55	保田窪菊陽線	25	6,190	6,190
3	4	20	上熊本藤崎宮線	20	1,930	1,930
3	4	21	上熊本細工町線	19	2,910	2,330
3	4	23	新土河原小島線	20	3,910	3,250
3	4	25	熊本駅城山線	16	2,070	2,070
3	4	26	新町戸坂線	16	1,720	200
3	4	27	段山島崎線	16	2,220	740
3	4	28	戸坂本妙寺線	16	1,630	0
3	4	29	上熊本法成寺線	16	2,280	2,280
3	4	30	手取本町清水線	16	3,830	610
3	4	31	麻生田弓削線	16	3,440	3,440
3	4	32	清水町万石麻生田線	16	2,340	910
3	4	33	小磧清水楡木線	16	4,490	0
3	4	34	下南部画図線	16	8,930	2,630
3	4	35	新外秋津線	16	2,810	1,350
3	4	36	出水町国府東水前寺線	16	2,280	280
3	4	37	水前寺画図線	16	3,600	1,850
3	4	39	長六橋川尻線	17.5	7,600	7,600
3	4	41	二本木蓮台寺線	16	1,350	1,350
3	4	42	大窪山下線	16	100	100
3	4	47	平田田迎線	16	1,760	1,760
3	5	43	桜町段山線	15	760	0
3	5	44	南千反畑大江線	15	1,850	1,850
3	5	45	上熊本弓削線	12	10,570	720
3	5	46	船場本山線	12	920	600
3	5	54	刈草薄場線	12	820	0
8	7	1	新屋敷長溝線	4	1,550	1,280
8	7	2	南高江元三線	7	1,880	1,880
50路線					200,190	124,460

建設

植木都市計画区域

道路番号			道路名称	主なる幅員	計画決定延長(約)	整備改良済延長
区分	規模	番号				
3	4	2	尾当滴水線	14 m	420 m	0 m
3	5	4	長浦改寄線	14	540	0
3	5	7	仁連塔滴水線	14	80	0
3路線					1,040	0

ウ 都市計画及び道路整備の規模別分類

(平11. 3.31現在)

分類 規模別	都市計画決定延長(m)						道路整備済延長(m)					
	市街化 区域	比率	市街化 調整区域	比率	合計	比率	市街化 区域	進捗 率	市街化 調整区域	進捗 率	合計	進捗 率
区分 規模	%		%		%		%		%		%	
3 1	6,310	3.2	870	0.4	7,180	3.6	3,960	62.8	730	83.9	4,690	65.3
3 2	30,260	15.1	9,410	4.7	39,670	19.8	27,260	90.1	6,220	66.1	33,480	84.4
3 3	60,940	30.4	12,850	6.4	73,790	36.9	39,080	64.1	6,200	48.2	45,280	61.4
3 4	51,700	25.8	9,500	4.8	61,200	30.6	31,440	60.8	3,240	34.1	34,680	56.7
3 5	14,700	7.4	220	0.1	14,920	7.5	2,950	20.1	220	100.0	3,170	21.2
8 7	3,430	1.7	0	0	3,430	1.7	3,160	92.1	0	0.0	3,160	92.1
計	167,340	83.6	32,850	16.4	200,190	100.0	107,850	64.4	16,610	50.6	124,460	62.2

(7) 駅前広場

(平11. 4. 1現在)

広場名	面積	摘要
熊本駅前広場	14,800 m <sup>2</sup>	都市計画道路3・3・7号 熊本駅新外線
南熊本	3,850	〃 3・2・6〃 南熊本駅新町線
水前寺	2,100	〃 3・3・16〃 水前寺駅西水前寺線
上熊本	3,800	〃 3・4・21〃 上熊本細工町線
近見(仮)	4,600	〃 3・5・54〃 刈草薄場線
武蔵ヶ丘東(仮)	1,500	〃 3・5・58〃 武蔵ヶ丘東中央線

(8) 景観整備

ア 都市景観

美しく活力ある森の都くまもとにふさわしい都市景観を創造するために、本市では平成元年10月に都市景観条例を制定し、平成3年4月に、大規模建築物等の届出を開始した。

この制度は熊本城や水前寺・江津湖の周辺地域においては、これらを生かし熊本らしさを際立たせるような、又その他の地域においてはそれぞれの地域の特色を生かした都市景観の形成を目指している。

大規模建築物等届出件数

(平成10年度)

種類	建築物	土地区画	広告物	工作物	土石	計
件数	151	64	31	13	1	260

また、平成9年9月から、市域の幹線道路の良好な沿道景観形成を図るため、16路線を特定施設届出地区に指定し、沿道サービス施設等について、地域景観への配慮による調和のとれたまちなみ形成への誘導を行っている。平成10年度届出件数56件

## イ 屋外広告物

平成8年4月の中核市移行に伴い屋外広告物法に関する事務を県から引き継いだ。

この事務は都市景観の大きな要素である屋外広告物を規制・誘導し、歴史と自然を生かした良好な景観形成と快適な環境の維持を目的としている。

事務内容としては、屋外広告物の許可、違法なはり紙、はり札、立看板の除却、違法ポスターの減少を目的としたコミュニティーボード設置事業を行っている。

屋外広告物許可件数 (平成10年度)

種類	許可	更新許可	電柱等	計
件数	146	1,202	22	1,370

除却件数 (平成10年度)

種類	はり紙	はり札	立看板	計
件数	9,719	15,132	9,163	34,014

## (9) 開発指導

○ 都市の秩序ある発展を図るために、都市計画区域においては、開発行為の指導を行っている。

なお、開発許可事務は、平成4年4月1日、県知事から市長に委任されていたが、平成8年4月1日、中核市移行に伴い市長の事務となった。

開発許可件数

区分 \ 年度		6	7	8	9	10
市街化区域	件数	93	94	101	106	88
	面積 (m <sup>2</sup> )	262,804	343,015	258,137	279,500	213,085
市街化調整区域	件数	84	71	71	52	57
	面積 (m <sup>2</sup> )	198,414	270,753	115,768	129,322	138,359
計	件数	177	165	172	158	145
	面積 (m <sup>2</sup> )	461,218	613,768	373,905	408,822	351,444

○ 市民の安全な生活環境の整備を図るために、宅地造成等規制区域においては、宅地造成の指導を行っている。なお、宅地造成に関する工事の許可事務は、平成4年4月1日、県知事から市長に委任されていたが、平成8年4月1日、中核市移行に伴い市長の事務となった。

宅地造成等規制法による許可件数

区分 \ 年度	6	7	8	9	10
許可件数	21	18	14	12	18

## 2 建築指導

### (1) 建築確認申請状況

種別		年度				
		6	7	8	9	10
申請	一般確認申請	4,695 件	4,202 件	4,450 件	3,320 件	3,371 件
	道路指定申請	33	46	34	39	47
	許可申請	36	61	33	57	33
現場検査	住宅公庫中間検査	2,608	2,069	2,161	1,453	1,334
	〃改良検査	197	93	90	36	26
	一般建築竣工検査	712	781	902	902	1,021
	昇降機竣工検査	129	160	218	221	160
特申 殊請	計画通知	213	145	109	106	95
	工作物申請	157	181	201	229	174

### (2) 建築指導パトロール等

#### ア 建築パトロール

違反建築の早期発見、防止を主目的に、随時実施している。

#### イ 建築物防災査察

建築物防災週間（上期9月初旬・下期3月中旬）及び6月・12月に特殊建築物の防災査察を実施しており、10年度においては、店舗、病院、ホテル等延べ34件を査察している。その他ビル等からの落下物防止の指導等も行っている。

#### ウ 一斉公開パトロール

違反建築防止週間（10月中旬）の1日間を公開による一斉パトロールの日と定めて、市内全域にわたって違反建築物の摘発、指導をしている。

10年度においては、共同住宅及び分譲住宅に重点をおき、40件を調査している。

### (3) 違反建築物取扱件数

（平成10年度）

違反事項	違反該当法令	違反件数	是正件数
確認申請手続	法第6条	25	14
法22条区域内の屋根及び外壁	法第22条又は第23条	2	0
避難施設等内装制限	法第35条	0	0
内装制限	法第35条の2	0	0
耐火構造等	法第27条又は第36条	0	0
構造耐力	法第20条又は第36条	1	0
敷地と道路の関係	法第43条	2	0
道路内建築制限	法第44条	8	5
私道の廃止又は変更の制限	法第45条	0	0
用途地域内の建築制限	法第48条	0	0
容積率制限	法第52条	1	0
建ぺい率制限	法第53条	1	0
一種住専における外壁の後退距離	法第54条	2	0
一種住専における絶対高さ制限	法第55条	0	0
道路斜線制限	法第56条第1項第1号	2	0
隣地斜線制限	法第56条第1項第2号	0	0
北側斜線制限	法第56条第1項第3号	0	0
日影による高さ制限	法第56条の2	0	0
高度地区の高さ制限	法第58条	0	0
防火・準防火地域内の構造	法第61条又は第62条	2	2
その他		2	1

#### (4) ぱちんこ店の建築に関する指導要綱

この要綱は、快適で良好で都市環境の形成及び少年の健全な教育環境の保全を目的とし学校、児童福祉施設の敷地の周囲200メートルの区域内において「ぱちんこ店」を建築しようとするときの建築主等に対し、事前の届出並びに近隣住民への事前説明等の義務について定めており、昭和63年4月20日より施行している。

#### (5) 中高層建築物の建築に関する指導要綱

この要綱は、中高層建築物の建築に伴う紛争防止のため、建築主に対し、近隣住民への建築計画の説明を義務付けるなど、建築主と近隣住民との「相互理解」を目的として制定したもので、昭和63年10月15日より施行し、平成10年度は90件を指導した。

#### (6) 熊本市やさしいまちづくり建築物整備促進事業補助金交付要綱

この要綱は、高齢者や障害者が円滑に利用できる、建築物の整備促進を図るため、平成7年10月1日から同要綱を施行している。

#### (7) 建築協定

本市では、住宅地としての環境を高度に維持増進するため、建築基準法に基づく建築協定の推進に努めている。

現在、本市における協定の延べ件数は25件となっている。

#### (8) 建築行政協力員制度

この制度は、本市内における違反建築の防止を目的として熊本県建築士会等関係3団体の協力のもと昭和51年に発足したものである。

しかし、最近の建築行政に対する期待はますます複雑多岐にわたっていることから平成2年4月1日付けで、この制度を改正して違反建築の防止はもとより建築物の防災等に関する啓発活動についても協力をお願いし、併せて協力員の任期を2年に延長するとともに協力員数も30人に増員し体制の充実を図った。

### 3 公園緑地

清れつな地下水や豊かな緑など本市の恵まれた自然環境は、都市に潤いを与えるとともに、市民生活の良好な環境の形成に大きな役割を果たしている。この豊かな自然を、後世に偉大な資産として継承することは、私たちの“つとめ”であり、本市では熊本城、立田山などの拠点緑地や、水前寺江津湖、白川、坪井川などの親水空間を都市づくりの中核として良好な都市景観の維持・形成に配慮しつつ、季節感豊かで潤いに満ちた生活空間とするために公園としての整備を進め、また、都市部などの市街地ではまちの活性化の拠点として、周辺市街地では日常的な余暇活動の拠点として公園の整備を推進している。

さらには、災害に強い安全な都市づくりを行うため、災害時の緊急避難地となる防災公園や救援活動などの拠点となる総合防災公園の整備を図ることとしている。

平成10年度末での本市の都市公園等の整備状況は、670カ所526.93haで、これは市民一人当たり8.01㎡の整備水準となっている。このほか、民有地等を借地した105カ所11.14haの「まちの広場等」を供用している。

本市では、今後さらに安全で快適な都市基盤としての都市公園等の整備を図るため、

ア 地域に密着した街区公園、近隣公園、地区公園の住区基幹公園の整備を積極的にすすめる。

イ 中心市街地にオープンスペースを確保するため、河川敷公園、緑地の整備を促進する。

ウ レクリエーション需要の高まりに対処して、広域公園の整備をすすめる。

エ 大震災等の災害に対応した、防災公園の整備をすすめる。

これを基本方針として、平成12年度末までに市民一人当たりの都市公園等の面積を11㎡以上とすることを目標とし、公園緑地の確保を図っている。

また、昭和30年代前半に開設された公園が老朽化し、周辺環境とマッチしなくなったため、公園の全体改良を実施し、地域の特性を生かした利用しやすい公園造りに取り組んでいる。

公園管理にあたっては、日常的な維持管理の充実を図るとともに、住民参加の公園愛護会の活性化を図り効率的な管理を行うなど、公園がいつでも安全に、快適に利用されるよう努めている。

都市公園等の整備状況

(平11. 4. 1現在)

種別	都市計画決定					②都市計画決定していないが供用しているもの		供用しているもの (①+②)			備考
	計画決定		①供用			箇所数	面積	箇所数	面積	1人当面積	
	箇所数	面積	箇所数	面積	供用率						
街区公園	カ所	ha	カ所	㎡	%	カ所	㎡	カ所	㎡	㎡/人	
近隣公園	175	41.71	172	415,866	99	412	297,960	584	713,826	1.09	
地区公園	25	43.50	19	283,578	65	1	21,303	20	304,881	0.46	
総合公園	5	23.40	5	230,922	99	-	-	5	230,922	0.35	
運動公園	1	56.30	1	535,686	95	-	-	1	535,686	0.81	
特殊公園	3	123.50	2	1,077,300	87	1	30,054	3	1,107,354	1.68	熊本県民総合運動公園含む
風致公園	3	15.50	3	171,859	111	2	11,976	5	183,835	0.28	
歴史公園など	6	9.00	6	75,484	84	3	79,054	9	154,538	0.23	
広域公園	1	126.50	1	1,111,166	88	-	-	1	1,111,166	1.69	総合体育館、湖面含む
緑地	16	219.89	14	558,373	25	25	190,777	39	749,150	1.14	
墓園	3	24.40	3	177,979	73	-	-	3	177,979	0.27	
都市公園計	238	683.70	226	4,638,213	68	444	631,124	670	5,269,337	8.01	
まちの広場	-	-	-	-	-	100	95,962	100	95,962	0.15	
その他	-	-	-	-	-	6	19,800	6	19,800	0.03	
合計	238	683.70	226	4,638,213	68	550	746,886	776	5,385,099	8.19	

(注1) 人口は、平成11年4月1日現在の人口657,850人。

(注2) まちの広場は、五郎ヶ池調整池広場を含む。

市民一人当たり都市公園等面積の推移

年度 区分 種別	6			7			8			9			10		
	数	面積	一人当面積												
利用中の街区公園	517	65.83 ha	1.03 ㎡	532	66.97 ha	1.03 ㎡	543	68.43 ha	1.05 ㎡	565	70.05 ha	1.05 ㎡	584	71.38 ha	1.09 ㎡
利用中の全公園	599	475.88	7.44	616	483.58	7.46	628	490.05	7.50	651	496.01	7.58	670	526.93	8.01

## 4 都 市 開 発

### (1) 土地区画整理事業

本市の土地区画整理事業は、戦前では昭和6年に組合施行による国府第一土地区画整理事業、翌7年に水前寺土地区画整理事業、大江東部土地区画整理事業を施行し、これに併行して耕地整理が各所で行われたが戦後は国の方針に基づく戦災復興土地区画整理事業の着工を見た。

また、市の東部地区においては、市施行による東部第一土地区画整理事業が完成し、現在西部地区において西部第一土地区画整理事業を施行中である。そのほか市内各所において、住宅地開発を目的とする事業が、組合等の施行により逐次行われており、戦前戦後を通じ本市では45地区(1,558.6ha)において、計画的な市街地が造成されている。さらに、今後の事業着手予定地区として、出仲間地区外1地区(7.2ha)がある。

#### 施行状況

地区名	施行者	法分類	施行面積	認可年月日	減歩率	公共用地率	施行年度	総事業費
画 図	組合	条 項 3～2	ha 29.1	平 6.12.21	% 41.6	% 32.8	平 6～13	千円 3,546,000
陣 内	〃	〃	30.3	8. 4.23	60.9	33.3	8～14	6,687,500
西部第一	市	3～3	38.2	4.12.16	25.9	33.0	4～14	7,343,000

完了地区名〔国府第一、水前寺(組合)、大江東部、花岡山、戦災復興、健軍第二、秋津第一、国府第二、城東、東部第一、江津第一、秋津第二、清水、江津湖団地、長溝団地、万石団地、榎団地、託麻団地、楠団地、富ヶ丘、国府第三、津ノ浦、武蔵ヶ丘、烏ヶ江、戸島南台、出水第二、出水第一、佐土原、城山上代、八王寺、田井島、水前寺、八分寺、南部第一、戸坂、八幡、御幸笛田、清水亀井、城山大塘、大石崎、田迎東〕

### (2) 今後の施行予定地区

現在(平成10年1月末)、本市の市街化区域内に残存する農地は1,005haあり、この内土地区画整理事業による開発が適当な地区が22地区151.4haあるが、この農地が開発等により年間約170haがつぶされスプロール現象が進行している。

そこで、地元懇談会など開催し地権者の意向を十分把握し、それを組込んで計画的な宅地開発を適正に誘導し、促進するため市街化区域内未利用地地区整備計画を作成している。

また、土地区画整理を事業手法とした地区は4地区48.9haで計画されており、現在3地区97.6haで事業が実施され、他地区においても準備がすすめられている。

### (3) 市街地再開発

本市の既成市街地においても、都市化の進行とともに人口の空洞化・交通問題・用途混在・建築物の老朽化などの環境悪化や機能更新の遅れなどが顕在化してきている。

このような都市問題を解決するため、道路・公園等の都市基盤施設と建築物との総合的な整備と生活環境などの改善を目指し各種事業手法による市街地の再開発を推進する。

## ア 中心部の市街地再開発事業

市街地再開発事業は、低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した土地利用の非効率な市街地において、細分化された宅地を統合し、不燃化された共同建築物に建て替え、あわせて公園・緑地・広場・街路等の公共施設の整備とオープンスペースの確保を一体的・総合的に行い、安全で快適な都市環境を創造しようとするものである。

### 市街地再開発事業の実施中地区

地区	施行者	事業年度	地区面積	敷地面積	建築面積	延床面積	建物の規模構造
手取本町地区	組合	平8～13	1.0 ha	5,731 m <sup>2</sup>	4,325 m <sup>2</sup>	51,500 m <sup>2</sup>	鉄骨鉄筋コンクリート造+S造 地上10階 地下3階
上通A地区	組合	平9～13	1.1	9,016	6,138	56,400	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上13階 地下2階

用途	事業の経過
商業・公益・医療・業務 施設等	平8. 8. 8 高度利用地区の都市計画決定 平8. 8. 8 事業の都市計画決定 平9. 3. 7 組合設立(施行認可)公告
商業・ホテル・業務 ・美術館・財団施設	平9. 4. 16 準備組合設立 平10. 9. 1 高度利用地区の都市計画決定 事業の都市計画効力 平11. 1. 20 組合設立(施行認可)公告

本市では、事業の推進を指導・監督しながら、施行者に対し事業費の一部補助を行っている。

## イ 優良建築物等整備事業

この事業は、良好な街並み形成実現のため民間活力を活用し、土地の合理的利用、市街地環境の整備、市街地における良好な中高層住宅の供給等を総合的に促進することを目指す、都市計画法等の手続きを要しない任意の事業である。

### 優良建築物等整備事業の実施地区

地区(完了)	施行者	事業年度	地区面積	敷地面積	建築面積	延床面積	用途
下通地区	民間	平4～5	0.12 ha	902 m <sup>2</sup>	630 m <sup>2</sup>	5,467 m <sup>2</sup>	商業施設・銀行
新町地区	〃	平10～11	0.06	583	333	2,337	共同住宅

本市では、施行者に対し事業費の一部を補助し、土地の有効利用を促進している。

## ウ 拠点地区等

水前寺地区・子飼地区・新町地区等の多核的市街地構造を構成する拠点地区についても、市街地の再整備に取り組む。

(4) 辛島公園地下駐車場

都心部においては、駐車需給バランスのくずれによる交通混雑並びに駐車場不足に伴う商業、業務の低下を招いている。そこで道路本来の機能回復と商業の活性化を図ることを目的に、都心部に地下駐車場を建設したものである。また、駐輪場を併設して、歩行者交通の安全性と都市美観に寄与している。

所在地	辛島町1番地下1号		
敷地面積	10,300㎡		
延面積	22,775㎡		
構造	鉄筋コンクリート造地下2階4層		
工期	平成元年度(3月)～平成4年度(11月)		
供用開始	平成5年2月1日		
建設費	7,500,000千円		
財源内訳	有料道路整備資金貸付金(建設省)	2,480,000千円	
	市債	4,095,000千円	
	一般財源	925,000千円	
収容台数	自動車625台	二輪車400台	自転車500台
利用状況			

区分 年度	自動車		二輪車	自転車
	台数	駐車場使用料収入	台数	台数
6	375,021台	244,675,700円	130,266台	149,018台
7	430,126	283,976,400	142,769	145,227
8	447,285	292,926,200	160,474	146,332
9	459,449	304,182,400	165,736	149,625
10	460,042	306,480,000	164,485	138,106

※二輪車、自転車は無料

駐車場公社

名称	財団法人 熊本市駐車場公社
設立年月日	平成5年1月18日
目的	熊本市における道路交通の円滑化を図り、もって市民の安全と福利の増進に寄与することを目的とする。
事業	熊本市から委託された路外駐車場の管理 路外駐車場の設置及び管理 熊本市の駐車場施策に協力する事業 その他公社の目的を達成するために必要な事業
基本財産	50,000千円(市出捐金)

建設

## 駐車料金

区 分	駐 車 料 金
基 本 料 金	1時間以内 300円
超 過 料 金	1時間を越え30分までごとに 100円
夜 間 料 金	午後11時から翌朝8時まで 1,000円
全 日 定 期 駐 車 料 金	1月 25,000円
平 日 定 期 駐 車 料 金	1月 13,000円
回 数 駐 車 券	100円券 11枚 1,000円 プリペイド 3,300円券 3,000円 〃 5,500円券 5,000円

## 5 熊本駅周辺整備

「熊本市総合計画」では、将来の都市構造として一点集中型から多角的市街地構造へと転換することとし、熊本駅周辺地区を「副都心」として位置づけ、都心機能を補完する一大拠点作りを進めており、本市ではJ R 鹿児島本線鉄道高架化の促進を図るとともに熊本駅周辺の市街地整備を推進し、また九州新幹線との整合を図りながら県都熊本の玄関口に相応しいまちづくりを目指している。

これらの事業を円滑に推進するために、平成10年4月1日県市の合同事務所を設置した。

### (1) 熊本駅周辺地域整備

熊本駅周辺地域整備は、九州新幹線整備と鹿児島本線の鉄道高架事業と緊密な関係を持つ本市の重点事業の一つである。

この周辺地域整備は、平成9年度に県市で結ばれた「熊本駅周辺地域の整備計画の県市協定」に基づき、現在熊本駅西側を中心とした土地区画整理事業の推進や東地区の市街地再開発事業（組合施行）の立上げ支援、さらに道路網や駅前広場等の都市基盤整備に取り組んでいる。

### (2) 九州新幹線整備

九州新幹線鹿児島ルートは、平成10年3月12日船小屋～新八代間の工事実施計画（その1）が事業認可された。

#### 事業概要

区 間	船小屋・新八代間
線 路 延 長	約81km
規 格	新幹線規格新線（スーパー特急方式）
最高設計速度	200km/h
工 事 費	3,712億円（（その1）の建設に要する費用）
工事完了の予定時期	認可の日から概ね20年

### (3) J R 鹿児島本線鉄道高架事業

鹿児島本線の鉄道高架化については、平成11年度鹿児島本線の白川操車場手前付近から段山踏切手前付近の約3.3km、またこれに関連して豊肥本線の熊本駅から坪井川右岸の約1.0km区間が連続立体交差事業の補助調査が採択され、認可の前段階である着工準備箇所に採択された。現在、都市計画決定に向けて県が調査中。



(1) 事業計画 事業認可年月日 昭和23年12月15日  
 着工年月日 昭和23年4月1日  
 完工年月日 平成13年3月31日  
 排除方式 合流式、分流式

(平11. 3.31現在)

区 分		基本計画 (A)	実施済 (B)	進捗率B/A (%)
総 事 業	処理面積(ha)	12,750	7,848	61.6
	処理人口(人)	738,100	477,240	64.7
	汚水ポンプ場(カ所)	54	28	51.9
	雨水 ッ ( ッ )	5	5	100.0
	終末処理場	5	3	60.0
	事業費(千円)	466,787,960	298,973,983	64.0
	国庫補助( ッ )	159,561,000	97,823,870	61.3
	県費補助( ッ )	0	0	0.0
	市費その他( ッ )	32,939,960	29,358,423	89.1
	市 債( ッ )	274,287,000	171,791,690	62.6
中 部 処 理 区	処理面積(ha)	1,657	1,356	81.8
	処理人口(人)	133,400	83,820	62.8
	汚水ポンプ場(カ所)	7	6	85.7
	雨水 ッ ( ッ )	4	4	100.0
東 部 処 理 区	処理面積(ha)	4,478	3,431	76.6
	処理人口(人)	273,100	233,540	85.5
	汚水ポンプ場(カ所)	15	14	93.3
	雨水 ッ ( ッ )	—	—	—
南 部 処 理 区	処理面積(ha)	1,873	1,160	61.9
	処理人口(人)	98,300	58,810	59.8
	汚水ポンプ場(カ所)	5	3	60.0
	雨水 ッ ( ッ )	1	1	100.0
西 部 処 理 区	処理面積(ha)	2,237	424	19.0
	処理人口(人)	94,100	26,610	28.3
	汚水ポンプ場(カ所)	12	2	16.7
	雨水 ッ ( ッ )	—	—	—
北部流域関連処理区	処理面積(ha)	2,407	1,477	61.4
	処理人口(人)	133,300	74,460	55.9
	汚水ポンプ場(カ所)	18	3	16.7
	雨水 ッ ( ッ )	—	—	—
河 内 処 理 区	処理面積(ha)	98	0	0
	処理人口(人)	5,900	0	0
	汚水ポンプ場(カ所)	2	0	0
	雨水 ッ ( ッ )	—	—	—

(注)西部処理区の処理については暫定的に中部浄化センターにおいて処理

行政区人口に対する普及率 (平11. 3.31現在)

行政区人口	処理人口	普及率
644,484人	477,240人	74.0%

(2) 下水道使用料 (平成9年3月28日改正  
平成9年5月1日から施行)

汚水の種類	使用料	
	基本料金	
一般家庭用及び営業用 汚水(公衆浴場用及び 水道水以外の水の使用 による一般家庭用汚水 を除く。)	10m <sup>3</sup> まで	600円
	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	70円
	20m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	90円
	50m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで	125円
	200m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	150円
	500m <sup>3</sup> を超え2,000m <sup>3</sup> まで	185円
	2,000m <sup>3</sup> を超える分	220円
公衆浴場用汚水	1m <sup>3</sup> につき	5円
水道水以外の水の使用 による一般家庭用汚水	1世帯につき	1,000円

(注) 1 料金は、1月につき汚水の種類及び量に応じ、上記料金表に定めるところにより算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。  
2 公衆浴場用汚水とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)に基づき熊本県知事が定める公衆浴場入浴料金の統制額の指定の適用を受けるものから排除された汚水をいう。

徴収方法 水道水……水道局へ徴収委託(10年度委託料354,509,740円)

井戸水……納付制・口座振替制

(3) 受益者負担金 (昭和50年12月19日条例公布  
昭和51年8月1日賦課開始)

$$\text{受益者の負担金額} = \frac{\text{末端管きよ事業費} \times \frac{1}{3.5}}{\text{負担区域総面積} \times 0.8} \times \text{賦課区域内の受益者の土地面積}$$

単位負担金額 1m<sup>2</sup>当たり 200円

徴収方法 原則として一括納付、ただし、受益者が分割納付を申し出た場合は、3年間の12回分割

(4) 水洗便所普及状況及び貸付金

種別 年度	処理可能人口	処理戸数 (世帯)	水洗便所設置数 戸	水洗便所人口	普及率(%)
6	430,755	138,629	126,826	393,280	
7	442,309	142,347	132,049	410,307	
8	456,310	146,863	136,321	424,308	
9	468,450	151,113	139,801	435,096	
10	477,240	177,533	143,160	443,833	93.0

貸付金額 くみ取り便所1カ所又は、浄化槽廃止1基  
につき330,000円以内

貸付期間 30カ月

返還方法 無利子、30カ月以内の月賦均等償還

- 貸付条件
- ・市内居住者
  - ・返済能力のあるもの
  - ・市税を滞納していないもの
  - ・保証人1人

貸付金(昭43.1貸付開始)

種別 年度	貸付箇所数	金額
昭42~平6	48,402	5,985,395千円
7	1,247	275,706
8	893	201,729
9	1,188	271,026
10	800	179,772
計	52,530	6,913,628

建設

(5) 終末処理場

種 別 処理場名	計画処理面積	計画処理人口	現有処理能力	処 理 方 式
中部浄化センター	1,657.22 ha	133,400 人	140,100 m <sup>3</sup> /日	標準活性汚泥法
東部浄化センター	4,478.00	273,100	138,900	〃
南部浄化センター	1,873.00	98,300	38,000	〃
西部浄化センター	2,236.78	94,100	—	〃
河内浄化センター	98.00	5,900	—	〃

(注)西部処理区の処理については暫定的に中部浄化センターにおいて処理

名 称	中部浄化センター	東部浄化センター
所 在 地	蓮台寺5丁目7番2号	秋津町秋田536番地
建設年月	昭和39.9～(昭和43.1.6運転開始)	昭和45.8～(昭和47.12.1運転開始)
建設費	総額 16,743,061千円	総額 28,931,619千円

名 称	南部浄化センター	西部浄化センター
所 在 地	元三町4丁目1番1号	沖新町字白川尻
建設年月	昭和56.4～(昭和62.4.1運転開始)	平成2.4～(未供用)
建設費	総額 23,711,967千円	総額 13,339,820千円

(6) 雨水幹線

雨 水 幹 線 名	下水路名	延 長	排水面積	備 考
坪井川下流雨水4号幹線	高 橋	779m	159ha	昭和33～35年度 事業完了
坪井川中流雨水4号幹線	旧井芹川	918	41	昭和35～37年度 〃
坪井川中流雨水5号及び6号幹線	春 日	1,317	63	昭和34～37年度 〃
健軍川雨水26号幹線	帯 山	1,474	76	昭和39～41年度 〃
無田川雨水1号及び2号幹線	出 水	1,370	41	昭和42～46年度 〃
井芹川雨水36号幹線	段 山	467	38	昭和45～48年度 〃
白川左岸雨水12号幹線	新 南 部	668	43	昭和46～48年度 〃
井芹川雨水28号幹線	山 ノ 下	1,058	57	昭和48～56年度 〃
江津湖左岸雨水7号幹線	湖 東	983	77	昭和47～56年度 〃
江津湖左岸雨水1号幹線	秋 津	3,868	313	昭和38～41年度 昭和50～56年度 〃
白川右岸雨水6号及び7号幹線	竜 田	2,070	95	昭和55～平成5年度 〃
健軍川雨水19号幹線	月 出	2,000	81	昭和55～平成4年度 〃
井芹川雨水25号幹線	上 熊 本	685	110	昭和57～平成元年度 〃

(7) 共同排水設備助成金

公共下水道処理区域内で管きよが布設されない私道に共同で排水設備を設置する場合、その設備費用の3分の2以内を助成するもの。

ア 条件

- ・ 設置場所が公共ますから15m以上離れていること
- ・ 利用可能戸数が2戸以上あり、設置後全部が水洗化するもの
- ・ 土地所有者が設置に同意していること
- ・ 布設された管きよの維持管理は申請者の負担で行うこと

イ 助成状況(昭和47年度助成開始)

種別 年度	申請件数	助成金額
昭47~平5	1,575 件	563,722,000 円
6	208	86,172,400
7	50	18,833,600
8	37	13,056,300
9	16	8,021,300
10	31	12,405,100

(8) 下水道技術センター

名称 財団法人 熊本市下水道技術センター

設立年月日 平成4年4月1日

目的 熊本市におけるより効率的な下水道事業を推進するため、広く市民に対して下水道への理解と協力を得ることにより、下水道の早期整備と普及及び適切な維持管理を行い、健康で快適な都市づくりに寄与することを目的とする

- 事業
- ・ 下水道技術の調査及び研究に関する事業
  - ・ 下水道に係る知識の普及及び啓発に関する事業
  - ・ 下水道技術者の養成に関する事業
  - ・ 下水道使用者への水質保全指導に関する事業
  - ・ 排水設備の整備促進業務の受託に関する事業
  - ・ 公共下水道及び関連施設の維持管理業務を受託に関する事業
  - ・ 公共下水道施設の調査及び設計業務の受託に関する事業
  - ・ その他センターの目的を達成するために必要な事業

事務所の所在地

花畑町3番1号 花畑別館1F

基本財産 50,000千円

11年度予算 437,978千円

建設

## 7 市 営 住 宅

本市では、熊本市総合計画に基づく総合的な住宅行政を推進するため、熊本市住宅マスタープランを策定し、まちづくりと一体となった住環境の整備に取り組んでいる。

市営住宅の供給においては「しあわせを実感できる住まい・まちづくり」をめざして、施設のバリアフリー化、シルバーハウジング事業、福祉施設の併設など、高齢者や障害者への配慮はもとより、多様化する市民のニーズに対応すべく、公営住宅の新たな建設や建替、更には、民間賃貸住宅を借り上げて転貸する特定優良賃貸住宅制度を実施している。

### (1) 住宅建設状況

#### ア 総 括

(平11.4.1現在)

種 別 年 度	一 般	特定目的	優良賃貸	合 計
昭21～平6	9,039 (8,264)	1,732 (1,617)	137 (50)	10,908 (9,931)
7	231 (390)	1 (97)	24 (53)	256 (540)
8	390 (385)	10 (19)	74 (34)	474 (438)
9	116 (231)	64	82 (24)	262 (255)
10	224 (390)	6 (10)	57 (74)	287 (474)
合 計	10,000 (9,660)	1,813 (1,743)	374 (235)	12,187 (11,638)

(注) ( ) の数字は管理戸数を示す

特定目的の中に改良住宅等を含む

#### イ 一般住宅

種別 年度	木 造		中層耐火		高層耐火		準耐平家		準耐二階		計	
	建設	管理	建設	管理	建設	管理	建設	管理	建設	管理	建設	管理
昭平 21～6	251	251	7,019	7,019	412	412	578	578	4	4	8,264	8,264
7			266	266	124	124					390	390
8			337	337	44	44			4	4	385	385
9			227	227					4	4	231	231
10	10	10	171	171	209	209					390	390
計	261	261	8,020	8,020	789	789	578	578	12	12	9,660	9,660

(注) ( ) 内は耐火二階の戸数

ウ 特定目的住宅

種別 年度	木 造	中層耐火	高層耐火	準耐平家	準耐二階	計
昭21～平6	25	1,498	19	56	18	1,616
7		16	82			98
8		15			4 (4)	19 (4)
9						
10		4	6			10
計	25	1,533	107	56	22	1,743

(注) 改良住宅を含む

( ) 内は耐火二階の戸数

エ 特定優良賃貸住宅

種別 年度	木造	中層耐火	高層耐火	準耐平家	準耐二・三階	耐火二階	計
平5・6	50						50
7		18	3		20	12	53
8					34		34
9					24		24
10		18	18		38		74
計	50	36	21		116	12	235

(注) 平成5年度より開始

## (2) 団地別管理戸数

## ア 一般住宅

(平11. 4. 1現在)

団地名	所在地	建設年度	一 般						総計	家賃 一般 (円)
			木造	中層	高層	準耐平	準耐二	耐火二		
東本町	東本町8	49~52		128					128	15,800~27,400
菅原	菅原町2・8	32~35		90					90	16,700~37,500
本荘	本荘5丁目15	36~37		48					48	9,400~16,400
団子原	島崎5丁目25	53~54		66					66	18,600~32,200
荒尾	島崎7丁目8・12~14	33	29			16			45	3,500~7,400
石神	島崎3丁目21	29					16		16	6,500
宮内	段山本町3	30	1						1	2,800~4,700
池田上ノ原	池田2丁目25・51~54	29	35						35	2,800~4,600
上岩迫	池田2丁目55~57	31	29			11			40	2,000~7,000
山の下	池田2丁目33~38	32~33	28			57			85	2,000~5,400
井場の下	池田2丁目26~31	36	11			32			43	4,500~8,800
半田	城山半田町17	41~42				54			54	5,700~8,300
八幡	八幡9丁目6	51		130					130	16,300~30,600
笛田	御幸笛田町1789	53~54		60					60	18,400~31,000
高橋	高橋町262~269	29~36	6						6	3,000~6,400
帯山	帯山1丁目37	59		56					56	22,300~36,900
高平	高平2丁目8	38~41		96			78		174	10,200~15,800
新地	清水町新地1917・1924・1953	47~5		326	167				993	11,700~46,000
託麻	西原2丁目7・3丁目2	42~4		417					417	10,700~51,100
堂の前	龍田町上立田912	36	56						56	4,500~7,500
楠	楠1丁目~5丁目	43~47		932		29	234		1,195	7,700~50,600
東町	東町2丁目2	48		210					210	12,900~23,100
武蔵ヶ丘	武蔵ヶ丘3丁目17	48・49		80					80	14,100~25,400
野越	南高江4丁目1-1~19	49・51		438					438	14,700~30,700
長嶺	長嶺南3丁目10	50~51		270					270	15,600~29,100
琴平	琴平本町4	53		85					85	19,800~34,800
長嶺西	長嶺西1丁目6	53		60					60	19,800~28,800
横林	日吉1丁目4-45・46	54		55					55	19,100~31,700
栗ノ内	日吉1丁目6-1~8	54		170					170	19,300~34,000
大窪	大窪5丁目5	55		150					150	20,400~35,000
野田	野田3丁目11	55		139					139	20,400~35,000
田迎	出仲間7丁目6	55		78					78	20,400~33,900
尾ノ上	尾ノ上1丁目19・29	56		110					110	9,300~38,700
小島	小島下町531	56		60					60	21,900~38,100
上ノ窪	武蔵ヶ丘7丁目2・5	56		94					94	22,000~38,300
上ノ郷	上ノ郷町471	57		76					76	22,200~38,100

(注) 家賃は一般収入基準内の本来入居者家賃

団地名	所在地	建設年度	一 般						総計	家賃 一般 (円)
			木造	中層	高層	準耐平	準耐二	耐火二		
新南	新南部2丁目1	57		32					32	22,500~38,300
戸島	戸島町3173・3178	57		135					135	22,700~38,600
城南	南高江7丁目9・140・141	57		39					39	22,400~34,300
大江	大江4丁目15・37	58		20					20	23,500~39,700
東尾ノ上	尾ノ上2丁目24	58		34				4	38	22,700~38,600
下南	下南部2丁目5	58~59		270					270	23,300~40,200
東町桜	東町4丁目9	59~60		190					190	22,800~40,600
佐土原	榎町1	59		37					37	22,500~39,000
日吉	南高江1丁目6・36~38	59		90					90	23,600~40,800
薄場	薄場町510	60~61		106					106	23,000~47,800
月出	月出6丁目4	60~61		185					185	24,200~41,900
桜北	東町4丁目4-1	61		50					50	24,800~41,100
灰塚	尾ノ上3丁目13・14	61		65					65	23,100~40,800
池上	池上町524	61~62		156					156	23,000~39,800
楠第二	楠7丁目1	62~63		150					150	23,500~40,600
秋津	秋津町秋田3298-2	62~63		284					284	25,000~43,500
上代	城山上代町821	63		134					134	23,700~41,000
琴平第二	琴平2丁目3	63		64					64	23,700~41,000
井芹	花園2丁目14・5丁目1・10	63		104					104	25,000~50,800
奥古閑	奥古閑町4345	38	12						12	5,800~7,800
銭塘	銭塘町957-1	38	8						8	5,100~8,400
四方寄	四方寄町1056-1	44~46				51			51	6,400~11,700
上高橋	上高橋町121-1	元・4			224				224	29,600~60,100
渡鹿	渡鹿4丁目17・7丁目3	3		64					64	25,000~56,700
大塘	城山大塘町138-1	4		55					55	27,900~46,200
土河原	土河原町172-1	4		36					36	28,500~47,200
古川町シティ	古川町25-1	4			18				18	26,800~58,800
橋出	本荘町769-1	5		27					27	28,000~46,400
合志	合志町76-1	5			78				78	30,700~54,000
出水	水前寺公園16・30・41	5~6			90				90	33,200~58,300
長嶺東	長嶺南7丁目1	6		42					42	29,200~50,700
新南部第二	新南部5丁目3・33	6		42					42	30,300~51,900
月出西	月出6丁目2	6		54					54	31,400~54,000
万石	清水万石4丁目7	6		54					54	29,100~50,800
鹿子木	鹿子木町132	6		124					124	24,200~54,300
花園上の原	花園5丁目46	6		52				8	60	26,000~56,500
亀井	清水亀井町33・37	7		53					53	26,100~54,200
温泉	河内町船津3193	7		31					31	29,000~60,900
花園	花園6丁目19・22~33	7~8	10	188					198	26,600~56,400
小山	小山町625-1	8		64					64	34,000~56,300
弓削第二	龍田町弓削715-1	8			51				51	25,600~57,100
下硯川	下硯川町1671-1	8			51				51	25,500~57,100
万石南	清水万石1丁目4-1~4	8		65					65	24,700~54,000
世安	世安町52-1	8			107				107	25,000~56,300
計			261	8,020	789	250	328	12	9,660	

(注) 家賃は一般収入基準内の本来入居者家賃

イ 特定目的住宅

団地名	所在地	建設年度	構造別							特定目的内訳							家賃 (円)
			木造	中層	高層	準耐平	準耐二	耐火二	計	引揚者	低家賃	母子	改良	身障	老人	地域改善向	
井場の下	池田2丁目26~31	38	15						15		10	5					5,100~8,100
新町	新町4丁目9-2	42		24					24		24						8,400~14,000
半田	城山半田町17	41~42				32			32		28	4					5,700~8,300
高橋	高橋町220	25~30	10						10	6	4						400,3,000~5,000
新地	清水町新地1917・1924・1953	47~5		122	13				135		24	4		37	70		11,700~44,300
若葉	若葉2丁目11	37~40		159					159				159				8,000~13,200
栄	栄町2-1、若葉3丁目5-20	38~42		162					162				162				8,000~13,200
宇留毛	黒髪6丁目17	44~45		80					80				80				2,200
楠	楠1丁目~5丁目	43~46		40			24		64		36	14		7	7		7,700~19,400
川鶴	大江1丁目35	46		80					80				80				4,000
尾ノ上	尾ノ上1丁目22・34	43~48		80					80		20		60				9,900~16,400
野越	南高江4丁目1-1~19	49~52		82					82		38	9		18	17		14,700~25,300
本山	本山1丁目1-1	50		30					30				30				5,000~8,000
長嶺	長嶺南3丁目10	50		30					30		14	5		6	5		15,600~25,900
南熊本	南熊本1丁目9	52		21					21							21	8,000
本荘東	本荘2丁目6	52		61					61							61	8,000
琴平	琴平本町4	53		36					36		20	5		6	5		19,800~32,800
二本木	二本木4丁目1・2	53		42					42				42				14,000
九品寺第1	九品寺5丁目10	54		50					50							50	8,000
九品寺第2	九品寺5丁目14	54~59		90					90							90	8,000
栗ノ内	日吉1丁目6-1~8	54		30					30		9	9		6	6		19,300~32,100
野田	野田3丁目11	55		11					11			2		7	2		20,400~33,700
萩原	萩原町9	55~56		50					50							50	8,000
上ノ窪	武蔵ヶ丘7丁目2・5	56		25					25			9		10	6		22,000~36,500
新南部	新南部2丁目1	57		18					18			6		6	6		22,500~37,300
下南部	下南部2丁目5	58		18					18			5		7	6		23,300~38,600
佐土原	榎町1	59		18					18			6		6	6		22,500~37,300
東町桜	東町4丁目9	60		10					10			2		3	5		22,800~37,700
月出	月出6丁目4	60		10					10			2		3	5		24,200~40,100
薄場	薄場町510	61		2				8	10					4	6		19,500~32,300
池上	池上町524	61						14	14			4		3	7		20,300~33,600
秋津	秋津町秋田3298-2	62		18					18			6		6	6		19,000~31,500
上代	城山上代町821	63		16					16			6		5	5		23,700~39,200
井芹	花園2丁目14・5丁目1・10	63		16					16			6		5	5		25,000~41,300
託麻	西原3丁目2	2・4		26					26					5	21		21,300~35,300
上高橋	上高橋町121-1	元・4			10				10					4	6		29,600~49,100
大塘	城山大塘町138-1	4		5					5						5		27,900~46,200
江原	春竹町春竹506	5		31					31							31	10,000
橋出	本荘町769-1	5		5					5						5		28,000~46,400
合志	合志町76-1	5			11				11					2	9		22,400~37,100
出水	水前寺公園16-30	5			70				70						70		26,400~43,700
長嶺東	長嶺南7丁目1	6		8					8						8		29,200~48,300
新南部第2	新南部5丁目3-33	6		8					8					2	6		30,300~50,200
万石	清水万石4丁目7	6		6					6					2	4		29,100~48,200
鹿子木	鹿子木町132	6		8					8						8		31,600~52,300
亀井	清水亀井町33-37	7		1					1					1			31,200~51,600
弓削第2	龍田町弓削715-1	8		2					2					2			33,800~56,000
下硯川	下硯川町1671-1	8		2					2					2			33,800~56,000
万石南	清水万石1丁目4	8		4					4					1	3		24,700~51,300
世安	世安町52-1	8			2				2					2			35,500~58,800
計			25	1,537	106	32	24	22	1,746	6	227	109	613	168	320	303	

(注) 家賃は一般収入基準内の本来入居者家賃

ウ 特定優良賃貸住宅

団地名	所在地	木造	中層	高層	準耐平	準耐二・三	耐火二	計	家賃(円)
平成ウッドヴィラ	平成1丁目1・2・17	50						50	76,000
サンビレッジ平成	平成2丁目16・18・19		18			20	12	50	75,000~81,000
タウンハウス御領	御領町518-1					34		34	73,000・76,000
出水	水前寺公園16-30			3				3	76,000
サンライズ国府	国府3丁目27-26					24		24	76,000
ヴェルドミール清水	清水町大字新地795-7-8		18			16		34	70,000・71,000
コンコース長嶺	長嶺6丁目27-42~48					22		22	68,000
レスポワールMIWA	健軍3丁目50-1			18				18	82,000
計		50	36	21		116	12	235	

(3) 住宅使用料

ア 最高最低一覧

(単位 円)

種別	木造		中層耐火		高層耐火		準耐平家		準耐二・三		耐火二階	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
一般	46,300	2,000	60,900	7,700	60,100	22,400	11,700	2,000	17,700	6,500	56,500	22,700
特定目的	8,100	400	52,300	2,200	58,800	16,000	8,300	5,700	29,000	10,800	33,600	19,500
優良賃貸	76,000	76,000	80,000	70,000	82,000	82,000			76,000	68,000	81,000	80,000

(注) 家賃は一般収入基準内の本来入居者家賃

イ 入居者の収入基準及び収入超過者の家賃

(単位 円)

区分	収入基準			
一般	200,000円以下			
裁量	268,000円以下			
収入超過者の家賃 (本来家賃) + [(近傍同種の住宅の家賃) - (本来家賃)] × (収入に応じて設定される率)	収入分位	政令月収		率
		下限値	上限値	
	25.0~32.5%	200,001	238,000	1/7
	32.5~40.0%	238,001	268,000	1/4
	40.0~50.0%	268,001	322,000	1/2
	50.0%~	322,001		1

(注) 改良住宅及び特定優良賃貸住宅を除く

ウ 収納状況

(平成10年度)

種別	区分	調定額(円)	収入済額(円)	未収額(円)	収納率(%)
一般住宅		2,556,494,730	2,366,748,320	189,746,410	92.58
特定目的		182,513,150	169,319,900	13,193,250	92.77
改良住宅		61,007,940	56,112,340	4,895,600	91.98
優良賃貸		157,369,185	154,561,735	2,807,450	98.22
計		2,957,385,005	2,746,742,295	210,642,710	92.88
過年度		398,871,445	180,240,258	218,631,187	45.19
合計		3,356,256,450	2,926,982,553	429,273,897	87.21

家賃の収納率向上のため61年度より徴収員を雇い収納率アップにつとめている。(8名) また悪質な滞納者に対しては法的措置(支払命令・明渡訴訟)をとっている。

(4) 住宅かさ上げ資金貸付制度 (昭52.4.22施行)

目 的

水害のおそれがある住宅に居住する市民に対し、その住宅のかさ上げに必要な資金を貸付け、居住の安全を図る

貸付金及び利率

貸付金は150万円を限度とし、年利3%で償還期限は10年以内

貸付状況

平成10年度末までの貸付累計 117件 : 126,600千円

(5) 住宅協会

名 称 財団法人 熊本市住宅協会

設立年月日 昭和31年7月5日

目 的 住宅協会は、市内の住宅困窮者に対して必要な住宅を建設供給し、住宅不足の緩和に努め、市民生活の向上発展に貢献することを目的とする

事 業 住宅及び附属施設の建設並びに賃貸、分譲  
住宅等の建設に必要な土地の取得、造成、分譲  
市営住宅の管理に関する事務の受託  
その他必要と認められる事業

役 員 理事長 助 役

(平11.6.1現在) 副理事長 建設局長

常務理事 住宅部長

理 事 市議会議員 5名

都市整備局長、都市整備局技監、建設局技監、財務部長、計画部長、開発部長

監 事 収入役、総務局長

基 本 金 1,000千円 (市出資金)

事業実施状況 賃貸住宅の管理 (管理戸数192戸)、市営住宅の管理受託業務

賃貸店舗の管理 (1店舗)

## 8 道 路

### (1) 市域内道路

(平11. 8. 6現在)

種 別	舗 装 道		砂 利 道		計		舗 装 率	
	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積
国 道	63,980 <sup>m</sup>	— <sup>m<sup>2</sup></sup>	147 <sup>m</sup>	— <sup>m<sup>2</sup></sup>	64,127 <sup>m</sup>	1,488,912 <sup>m<sup>2</sup></sup>	99.77 <sup>%</sup>	— <sup>%</sup>
国の管理	35,185	1,242,402	0	0	35,185	1,242,402	100	100
県の管理	28,795	—	147	—	28,942	246,510	99.49	—
県 道	236,936	—	843	—	237,779	1,718,125	99.65	—
主要地方道	67,379	—	384	—	67,763	641,188	99.43	—
一般県道	169,557	—	459	—	170,016	1,076,937	99.73	—
市 道	2,064,204	8,426,004	283,278	476,350	2,347,482	8,902,354	87.93	94.65
道 路	2,050,939	8,353,957	283,168	476,030	2,334,107	8,829,987	87.87	94.61
橋 梁	13,265	72,047	110	320	13,375	72,367	99.17	99.56

(注) 10年度末現在における認定供用開始分、面積は車道面積  
 国県道については平10.4.1現在の数値

### (2) 市 道

#### ア 概 要

九州の中央部に位置する本市は、九州の交通網の中心として要衝的位置にあり、市域内の道路は、国道3号線を縦軸に、57号線を横軸として387号線、445号線、501号線並びに県道33路線が主要幹線道路として放射線状に走っている。

これらを補完して路線数9,042本、実延長2,347,482mの市道が市内を網羅している。

市道の整備状況についてみると、市域内の国道及び県道の舗装率は、ほぼ100%舗装されている。また、市道についても延長率で87.93%、面積率で94.65%と舗装も進んできている。

なお、道路幅員4m以上の舗装については、ほぼ100%完成しており、今後は新規認定の市道及び生活道路などを含む4m未満の道路についても積極的に整備を図っていく所存である。

また、私道等についても、昭和52年度から私道等整備補助金制度を設け、舗装、排水施設等の改良、防護柵の設置を対象に補助金を交付し、住民の生活環境整備を図っている。

#### イ 推 移

種別 年度	舗 装 道		砂 利 道		計		舗 装 率		側溝延長
	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積	累 計
6	2,011,737 <sup>m</sup>	8,110,221 <sup>m<sup>2</sup></sup>	314,116 <sup>m</sup>	522,755 <sup>m<sup>2</sup></sup>	2,325,853 <sup>m</sup>	8,632,976 <sup>m<sup>2</sup></sup>	86.49 <sup>%</sup>	93.94 <sup>%</sup>	1,992,270 <sup>m</sup>
7	2,024,823	8,175,226	306,582	506,572	2,331,405	8,681,798	86.85	94.17	2,009,361
8	2,030,117	8,205,834	306,468	507,289	2,336,585	8,713,123	86.88	94.18	2,016,712
9	2,046,202	8,334,295	291,491	493,622	2,337,693	8,827,917	87.53	94.41	2,049,597
10	2,064,204	8,426,004	283,278	476,350	2,347,482	8,902,354	87.93	94.65	2,065,453

(注)面積は車道面積

ウ 幅員別

(平11.4.1現在)

種別 \ 幅員	8.5m以上	8.5~6.5	6.5~4.5	4.5~2.5	2.5~1.5	1.5未満	計
延長 (m)	176,663.7	199,009.3	785,274.9	905,919.5	197,146.6	70,092.4	2,334,106.4
面積 (m <sup>2</sup> )	2,356,118	1,463,966	4,249,765	3,327,532	394,770	70,369	11,862,520

(注)面積は道路部面積、橋梁は除く

エ 市道の認定と廃止

区分 \ 年度	8			9			10		
	本数	延長	面積	本数	延長	面積	本数	延長	面積
認定	43	7,706.3 <sup>m</sup>	71,033.4 <sup>m<sup>2</sup></sup>	82	14,008 <sup>m</sup>	83,281.8 <sup>m<sup>2</sup></sup>	157	28,513.8 <sup>m</sup>	204,629.3 <sup>m<sup>2</sup></sup>
廃止	0	0	0	45	13,007	43,997.9	22	8,469.9	38,540.2
路線の変更	変更前	2,282	31,233.1	0	0	0	2	806.5	3,217.1
	変更後	2,462.8	48,690.1	0	0	0		887.8	3,823.8

オ 道路認定基準

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道として路線の認定を受けようとする道路（以下「認定対象道路」という）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に適合するものであるとともに、次の各号に掲げる要件を具備するもので、現在及び将来の交通量並びに経済効果を勘案のうえ、道路管理者が認めたものでなければならない。

- ① 認定対象道路は、第5号に該当する場合を除き、その一端は常に法第3条に定める道路に接し、他の一端は同法同条に定める道路または里道に接し、かつ認定対象道路が接することとなる一端の道路は、2.7m以上の幅員を有すること
- ② 認定対象道路の幅員は、4m以上であること。ただし認定対象道路が、開拓道路である場合においては、その幅員は、3.6m以上であれば足りるものとする
- ③ 認定対象道路の縦断勾配は、9%以下であること。ただし地形上やむを得ないと認められる場合においては、これを12%以下とすることができる
- ④ 認定対象道路が階段道路である場合においては、有効幅員2.0m以上でその形状が緊急の際の避難用通路又は歩行者のための連絡用通路として、通行上の安全に支障がないと認められるものであること
- ⑤ 認定対象道路が袋路道路である場合においては、当該道路が次に掲げるもののいずれかに該当するものであること
  - ア 公園、学校その他公共施設に通ずる道路で、道路管理者がその認定の必要を認めたもの
  - イ 道路の延長が、35m以上あるもので、自動車の回転広場を有し、かつ、その沿線に当該道路を利用する概ね5戸以上の集落が存在すること

カ 私道等の整備補助（昭52.4.10施行、平2.4.1改正）

一般交通の用に供している私道等の整備及び補修（舗装・側溝等排水施設・防護柵工事）工事を行う者に対して補助金を交付し、もって市民の生活環境の改善を図る。

- ① 交付対象
  - ア 整備工事
    - ・現に一般交通の用に供していること

- 幅員が2 m以上あること。ただし市長が特に認めたものについてはこの限りでない
- 私道等に接する家屋の戸数が概ね3戸以上あり、かつ土地が複数の者により所有されていること。ただし、両端が公道に接続した地域内のもので、当該地域団体の費用によって整備されるもののうち、市長が特に認めるものについてはこの限りでない
- 敷地のすべての地権者の文書による承諾を得ていること
- 家屋が連たんしており、かつ、連たん後3年以上経過していること
- 経端に公共施設がある私道等については市長が特に必要と認めるもの

イ 補修工事

- 整備及び補修工事施行後10年を経過していること
- 補修工事に係る部分が各条件に該当すること
- 経端に公共施設がある私道等については市長が特に必要と認めるもの

② 補助金の額

ア 市長が定める補助基準により算出した工事費に75%（里道等その敷地が公有地であるものについては90%）を乗じて得た額

ただし、その額が250万円を越えるときは250万円とし、10万円未満のときは補助金は交付しない

イ 市長は整備及び補修工事を行う者のうち、地元労力によるコンクリート舗装工事を行う者には、補助金に代えて当該補助金の限度内において生コンクリートを支給できる

整備補助状況

年度	件数	側溝延長	舗装面積	防護柵	補助額
6	84	2,995.0 m	17,475.3 m <sup>2</sup>	0.0 m	109,895 千円
7	119	4,305	22,058	63.0	153,635
8	108	3,726.5	20,837.5	133.0	138,932
9	106	3,905.0	19,462.0	75.0	139,420
10	99	3,907.9	17,751.6	43.0	139,911

キ 道路管理状況

業務の内容		年度				
		6	7	8	9	10
一般管理	道路境界立会	1,483 件	1,275 件	1,062 件	928 件	899 件
	道路境界承認	158	189	208	205	188
	市道の証明	98	139	132	79	72
	道路工事承認(24条)	172	287	162	190	145
	開発行為の同意	135	126	146	119	118
	道路の認定廃止	73	57	43	127	181
	計	2,420	2,611	1,753	1,648	1,603
占用関係	占用許可申請	1,037	1,136	1,401	1,446	1,462
	占用料金の徴収	1,140 (221,349,763円)	1,306 (224,379,197円)	1,638 (228,241,942円)	1,787 (257,693,163円)	1,815 (290,793,235円)
	道路掘削許可	2,994	2,995	2,859	2,842	2,695
	道路交通制限	3,081	3,051	3,105	2,855	2,738
	計	8,252	8,488	9,003	8,930	8,710

建設

## 9 治 水

熊本市の水害は、白川、坪井川等の氾濫に代表され、昭和28年の大水害を契機に、主要河川の本格的な改修事業が着手された。その後、昭和55年の洪水により白川や坪井川は、「激甚災害対策特別緊急事業」として採択され改修が促進された。

さらに、白川は平成3年より緊急改修計画により改修が進められ、坪井川においては下流の河川負担の軽減を図るために「多目的遊水池事業」等が進められ治水安全度の向上が図られた。加勢川は、昭和63年に「特定緊急河川」に指定されその改修がさらに促進されつつある。

本市においても昭和47年より健軍川、藻器堀川、万石川、兎谷川、麴川、鶯川など被災頻度の高い流域をもつ河川を「都市基盤河川改修事業」として改修を進め、万石川、兎谷川は既に終了している。また、天明新川、谷尾崎川も準用河川として鋭意、改修を進めている。

排水路整備については、特に浸水頻度の高い地区を選定し、「特別排水路事業」として重点的にその解消を図っている。

市街地の周辺部は、都市化が急速に進展し住宅地や商業地が拡大しつつある。このため、田畑や山林等の自然の保水、遊水機能の減少に伴い雨水流出量が増加する「都市型水害」が局部的に発生している。

このような状況を踏まえ、本市の治水行政は河道改修を基本とし、内水対策や治水環境の保全に努めながら総合的に治水対策を進めている。

市域の主要河川状況

河川名	級別及び水系名	流域面積 (km <sup>2</sup> )	河川区間 延長 (km)	計画高 水流量 (m <sup>3</sup> /s)	改 修 着 手 年	摘 要
白 川	1級・白川	480	63.2	3,000 (2,000)	昭31	( )内は暫定改修計画値 建設省管理
緑 川	1級・緑川	1,100	71.3	4,200	昭37	建設省管理
加 勢 川	〃	(緑川に含む)	20.9	1,100 (700)	昭37	( )内は暫定改修計画値 建設省管理
天 明 新 川 〃	準用・緑川	17.7	11.6 2.5	120 40	昭54 平元	熊本県管理 熊本市管理準用 河川改修事業
内 田 川	1級・緑川	6.5	4.2	50	昭50	熊本県管理
健 軍 川	〃	14.6	7.0	190	昭47	〃 都市基盤河川改修事業
藻 器 堀 川 保田窪放水路	〃	2.8 5.3	3.8 4.3	55 95	昭63 昭47	〃
鶯 川	〃	2.8	1.5	32	平 8	〃
矢 形 川	〃	37.9	13.7	340 (110)	昭48	熊本県管理
秋 津 川	〃	32.2	6.2	240 (160)	昭44	〃
坪 井 川	2級・坪井川	141.7	22.6	560	昭33	〃
井 芹 川	〃	57.1	14.5	360	昭39	〃
万 石 川	〃	3.6	1.3	75	昭48	熊本県都市基盤河川事業
兎 谷 川	〃	1.7	0.8	35	昭48	〃
麴 川	〃	3.1	1.7	59	昭51	〃
堀 川	〃	42.7	18.8	120	昭53	熊本県管理
谷 尾 崎 川	準用・坪井川	2.3	1.3	40	昭53	熊本市管理準用河川改修事業
唐 人 川	2級・唐人川	25.8	2.6	210	昭41	熊本県管理
千 間 江 湖 川	2級・千間江湖川	2.2	5.0	15	昭40	〃
除 川	2級・除 川	5.9	3.0	40	昭42	〃

その他の1・2級及び、準用、普通、砂防指定区間河川

水系名	河川名				
	1級河川	2級河川	準用河川	普通河川	砂防指定区域河川
緑川	無田川、木部川 木山川、高良川			無田川	
坪井川		西谷川、西浦川 立福寺川	前川	泥川 成道寺川	松尾川、荒谷川、梶尾川、 北原川、小糸山川、谷川、 南迫川、豆尾川、今熊川、 五丁川、三の岳川、平川、 東平川、西鶴川、丸山谷川、 猪谷川
単独河川		河内川			岩戸川、須原川、東須原川 中須原川、境谷川、小責川、 近津川

(1) 都市基盤河川

一級河川及び二級河川で、都市水害の増大に対処するため地域に密着した行政主体である市が施行主体となって河川の改良工事を実施している。

現在、健軍川、藻器堀川、麴川、鶯川において「都市基盤河川改修事業」を推進している。

(2) 準用河川

地域の生活に密着した小河川である準用河川において、洪水の氾濫を防止し地域の生活基盤を確保するため、河川管理者である市が施行主体となって河川の改修を実施している。

現在、谷尾崎川、天明新川において「準用河川事業」を推進している。

(3) 特別排水路

市民から都市排水について問題提起が多いことから、昭和51年度に行った市域（市街化区域）の現況調査資料をもとに、都市基盤河川、準用河川、都市下水路および農業用排水路以外の排水施設として「特別排水路整備事業」を推進している。

(4) 浸水（内水）解消対策

都市化の著しい地域における、雨水流出量の増大による溢水被害に対応するための治水対策、ならびに、河川沿線における、洪水時の河川水位上昇により自然排水ができないために起こる内水被害。このような浸水被害の解消を図るために排水機場等の設置を行っている。

(5) 雨水流出抑制対策

浸水の主な原因は、河川、用排水施設等が未整備な段階で市域の開発が急速に行われたため、保水、遊水機能が減少し、これが起因となって流出量の増大により水路が氾濫するものである。

このため、開発行為等において雨水流出抑制を図るため、調整池、透水性舗装、浸透ます等の設置を指導している。

また、熊本市でも雨水流出の抑制を図るために浸透ますを家庭に設置する場合、設置費用を補助し普及に努めている。

## 10 公共用地取得事業

### (1) 用地取得

熊本市は、公共の福祉や住みよい街づくりの推進のために様々な公共事業を行っているが、それに伴い公共事業の施行のために必要な用地の取得も行っている。

公共用地の取得にあたっては、土地（用地）だけでなく、建物等の物件の移転等も必要となる。また、市民の財産を公共の用に供するためには、憲法29条3項で定められた「正当な補償」が義務付けられており、適正な補償により用地を取得しなければならない。

よって、熊本市は、昭和37年6月29日閣議決定された「公共用地取得に伴う損失補償基準要綱」に基づき、「熊本市の公共事業の施行に伴う損失補償基準」を定め、公平かつ適正な補償を行っている。

用地取得担当課については、平成10年4月の機構改革に伴い、建設局及び都市整備局にそれぞれ用地課及び都市用地課が設置され、それぞれの用地担当課において用地取得業務を行っている。

また、平成11年4月に建設局用地課内に用地調整室が設置され、補償基準に基づく適正な補償を行うため、用地調整室において用地補償の指導及び総合調整を行っている。

### (2) 補償金算定

補償金の算出については、次のとおりに行っている。

- ・土地の補償 土地価格の算出にあたっては、周辺の土地の正常な取引事例や地価公示価格、基準価格等を調査し、さらに不動産鑑定士による不動産鑑定評価額を参考に、正常な価格で補償している。
- ・建物の補償 土地と建物の位置関係、事業の計画線のかかり具合等から、移転工法を認定し補償している。

### (3) 契約

本市の用地取得は基本的には任意取得であり、用地買収における各契約については、各権利者への十分な説明と協議により契約している。

なお、公共事業のための用地取得にかかる補償金には、一般の売買とは違い、税金の軽減措置が受けられる特別の制度がある。（一部適用されない場合もある。）

### (4) 用地補償の流れ

